



平成 30 年 6 月 7 日

各 位

会社名 前田道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 今枝良三
(コード番号 1883 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 藤井 薫
(TEL. 03-5487-0011)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、本日平成 30 年 6 月 7 日付で、東京都、東京港埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事に関する独占禁止法違反により、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化と再発防止の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 7 月 21 日までの 30 日間

3. 業績に与える影響

今後業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上